

農村環境改善センター利活用に関する
サウンディング型市場調査
実施要領

岡崎市 経済振興部 中山間政策課

第1 調査の目的

岡崎市では、農村環境改善センター（宮崎町字堂庭9番地5）の有効活用に向けて検討を進めております。

同施設は、昭和63年3月に開所してから36年が経過しますが、その間、「岡崎森林組合」、「額田林業クラブ」の林業関連団体の会議や講習の場や、「おとがわ太鼓」等の地域活動の場として利用されてきました。

しかし、施設の老朽化が進んだほか、「おとがわ太鼓」が、令和6年に解散したことにより、今後の利用者数の減少が予想されます。

そこで今回、あらためて民間事業者等の皆様に、施設の利活用について、市場性の有無や活用アイデアなどをお聞きする「サウンディング型市場調査」を実施し、地域のニーズに対応する利活用の方向性を検討したいと考えています。

第2 施設の概要

1 土地情報

所在地	岡崎市宮崎町字堂庭9番地5
敷地面積	806.66㎡
交通	岡崎東ICから自動車約15分 名鉄バス「森林組合前」から徒歩約2分
用途地域	都市計画区域外

2 建物情報

(1) 建物1

施設名称	農村環境改善センター
開館日	昭和63年（1988年）3月25日
構造・階数	鉄筋コンクリート造2階建て
延床面積	415.88㎡（1階：296.47㎡、2階：119.41㎡）
施設概要	（1階）多目的ホール、管理室 等 （2階）研修室、和室
施設目的	農村の生産と生活環境の環境整備を組織的に推進する。
避難所指定	指定なし
現在の運営形態	指定管理制度による管理委託 指定管理者：岡崎森林組合 指定期間：令和3年4月1日～令和8年3月31日
現在の主な利用	「林業クラブ」、「岡崎森林組合」の林業関連団体の会議や講習の場として利用している。

(2) 建物2

施設名称	倉庫
構造・階数	木造平屋建て
延床面積	124.60㎡
施設概要	倉庫
施設目的	木材等を置く倉庫として利用する。
避難所指定	指定なし
現在の運営形態	市管理
現在の主な利用	木材等の保管



図 岡崎市農村環境改善センターの位置



図 岡崎市農村環境改善センターの土地と建物

第3 スケジュール

1 サウンディング について

項目	日程
実施要領の公表	令和8年3月3日(火)
現地確認の実施(事前申込)	令和8年3月5日(木)～3月10日(火)
事前質問の受付	令和8年3月5日(木)～3月12日(木)
事前質問回答の公表	質問受付後～令和8年3月13日(金)
サウンディング参加申込	令和8年3月5日(木)～3月18日(水)
サウンディング実施日時 及び場所の連絡	参加申込後～令和8年3月23日(月)
サウンディング実施	令和8年3月下旬
実施結果概要の公表	令和8年3月下旬

2 実施結果の公表後について

対話で得られた情報を参考に、今後の施設のあり方や活用策に係る市の方針を定め、管理運営に係る事業者の選定に向けて準備を進めます。

※方針決定に際して不足する情報等がある場合は、サウンディングの条件や内容を変更し、対話の再実施を検討します。

第4 サウンディングの内容

1 対象者

農村環境改善センターの利活用の意向を有する民間事業者、NPO法人等の法人、個人事業主、各種団体(以下「事業者等」という。)であって、次の要件をすべて満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 本市から入札参加停止措置を現に受けていないこと
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと
- (5) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと
- (6) 市区町村税を滞納していないこと
- (7) その他、財産の有効活用の実施主体として適当でないと市長が認めるもの

2 前提条件

市に新たな財政負担を生じさせない提案であること。

ただし、新たな財政負担が生じる場合であっても、長期的な視点から財政負担の軽減

につながるなど、市政運営に多大な貢献をすると判断されるものは対象とします。

3 サウンディングの項目

- (1) 使用目的、アイデアの概要（コンセプト・活用イメージ）
 - ・具体的な利活用の内容
 - ・想定する利用者層
 - ・利活用を通じてどのように地域に貢献するのか
 - ・他の既存施設や地域団体との連携
- (2) 施設の権利関係
 - ・自己所有、賃貸借等、どのような立場で利用することを想定しているか
- (3) 事業手法
 - ・事業運営スキーム
 - ・事業期間
 - ・市との役割分担
- (4) 建物の取り扱い
 - ・現建物をどのように扱うか（改修、解体等）
 - ・想定する改修内容（機能、設備）
- (5) アイデア実現への条件、課題
 - ・想定される課題
 - ・事業運営上のリスク
 - ・市へ求める支援

4 サウンディングの進め方

上記3の内容について、市が指定する実施日の3営業日前までに、「施設利活用にかかる事業提案や意見を補足する資料」を提出していただきます（任意様式）。当該資料を説明いただいた後、市側から質問させていただき、意見交換を実施します。時間は1提案者あたり概ね1時間程度を想定しています。

第5 サウンディングの手続き

1 現地確認の実施（事前申込）

サウンディングへの参加を希望する事業者等向けに現地確認の機会を設けます。事前に申込みを頂いた後、日程調整を行い、令和8年3月10日（火）までに現地確認を実施します。見学を希望する場合は、以下のとおり、電話又は電子メールにより申込んでください。

また、現地確認時において質問は受け付けません。質問は事前質問の手続きに沿って行ってください。なお、現地確認はサウンディング参加の必須条件ではありません。

- (1) 受付期間 令和8年3月5日（木）から3月9日（月）午後5時まで
- (2) 申込先 岡崎市経済振興部中山間政策課

E-mail: chusankan@city.okazaki.lg.jp

TEL:0564-82-3152

2 事前質問の受付

本調査に関する事前質問等を以下のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和8年3月5日（木）から3月12日（木）午後5時まで
- (2) 申込先 岡崎市経済振興部中山間政策課
E-mail : chusankan@city.okazaki.lg.jp
- (3) 提出方法 質問用紙（様式第1号）を電子メールに添付し提出してください。
- (4) 回答方法 質問に対する回答は、令和8年3月13日（金）までに本市ホームページにおいて、提出者名を除き公表します。

3 サウンディング参加申込

サウンディングへの参加を希望する場合は、以下のとおり電子メールにより提出してください。

- (1) 受付期間 令和8年3月5日（木）から3月18日（水）午後5時まで
- (2) 申込先 岡崎市経済振興部中山間政策課
E-mail : chusankan@city.okazaki.lg.jp
- (3) 提出方法 エントリーシート（様式第2号）を電子メールに添付し提出してください。

4 サウンディング実施日時及び場所の連絡

参加申込をいただいた事業者等には、実施日時及び場所を電子メールに通知します。希望に沿えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

5 サウンディングの実施

- (1) 実施時期 令和8年3月下旬
- (2) 所要時間 1時間程度
- (3) 実施場所 岡崎市役所中山間政策課
岡崎市榎山町字山ノ神 21 番地 1（額田センター2階）
- (4) その他 サウンディングは参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため個別に実施します。
実施に際しては、市が指定する実施日の3営業日前までに、「施設利活用にかかる事業提案や意見を補足する資料」を提出してください（任意様式）。
- (5) 実施結果の公表
実施結果については概要を公表します。
なお、参加事業者の名称は公表せず、また具体的な知識や着想、詳細な提案内容についても、知的財産保護の観点から公表しません。
公表にあたっては、事前に参加事業者に内容の確認を行います。

第6 留意事項

- (1) サウンディングへの参加実績は、今後の当該施設利活用の公募等に際し優位性を持つものではありません。

- (2) 対話内容は、今後の公募に向けた検討の参考とします。ただし、双方の発言はあくまで対話時点の想定であり、いかなる約束をするものではありません。
- (3) サウンディングへの参加に要する費用は、参加事業者等の負担とします。
- (4) 必要に応じて、電子メール・電話等による追加サウンディングを実施する場合がありますので、ご協力をお願いします。

第7 問い合わせ先

〒444-3622 岡崎市榎山町字山ノ神 21 番地 1
岡崎市役所経済振興部 中山間政策課 森林整備係
電話：0564-82-3152 F A X：0564-82-4124
E-mail：chusankan@city.okazaki.lg.jp